

①都道府県	②市区町村名	II 平成31(令和元)年度準要保護認定基準 (該当するもの全てに○)																			III 就学援助率							
		(1) 平成31(令和元)年度当初における準要保護の認定基準																			(2) ノ、タ、チを選択した場合	(3) ツを選択した場合	(4) テの内容	(5) 補足事項	(1) 平成30年度	(2) 令和元年度		
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村市民税の非課税	ウ. 市区町村市民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状況の悪い事、悪化、継続等(悪化)または学用品、通学用品等に不備を有している事等で保護者の生活状態がまわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) → (2) 係数	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めていられるもの) → (2) 係数	チ. 特別支援教育費の必要額測定に用いる保護基準額 → (2) 係数	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税額 → (4)	テ. その他 → (4)							生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	市区町村市民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)
26	26	17	19	17	17	17	19	13	13	17	15	17	13	17	12	8	4	6	0	3	18	0	3	3				
宮城県	宮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.14		25%未満	25%未満
宮城県	都市部																○								1	平成25年8月以前の生活保護の保護基準額を用いている。	15%未満	15%未満
宮城県	延岡市																								1.09		20%未満	20%未満
宮城県	日南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1		25%未満	25%未満
宮城県	小林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2		20%未満	20%未満
宮城県	日向市																								1.2		20%未満	20%未満
宮城県	串間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	30%未満	25%未満
宮城県	西都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	直近3ヶ月の収入資料を用いて当該年度の保護基準額に基づいて認定している。	10%未満	10%未満
宮城県	えびの市																								1.2		15%未満	20%未満
宮城県	三股町	○	○	○	○	○	○																		1	その他生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認めるもの	10%未満	10%未満
宮城県	高原町						○																		1		20%未満	20%未満
宮城県	国富町																										15%未満	15%未満
宮城県	綾町		○				○																				20%未満	20%未満
宮城県	高鍋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1		10%未満	10%未満
宮城県	新富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1		10%未満	10%未満
宮城県	西米良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			5%未満	10%未満
宮城県	木城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1		10%未満	10%未満
宮城県	川南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			10%未満	10%未満
宮城県	都農町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.10	基準の一定の係数を超えた場合でも、世帯の状況を総合的に判断して認定する。	10%未満	10%未満
宮城県	門川町	○	○																						1.2		15%未満	15%未満
宮城県	諸塚村																										5%未満	5%未満
宮城県	権葉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			10%未満	10%未満
宮城県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2		15%未満	10%未満
宮城県	高千穂町																										15%未満	15%未満
宮城県	日之影町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			10%未満	10%未満
宮城県	五ヶ瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1		10%未満	15%未満

①都道府県	②市区町村名	IV 平成31(令和元)年度主要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1) 費目毎の援助額																										(2) 補足事項										
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費						修学旅行費										
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
26	26	1	1	0	7	7	7	17	17	2	0	0	0	5	5	5	21	21	0	2	2	0	2	2	2	0	0	2	5	5	0	18	18	18	3	3	1	20
宮城県	宮崎市							○	11,520																												学用品・通学用品費併せて支給。認定月に応じて額が変更する。支給平均額は、平成30年度の実績。	
宮城県	都城市									○																											学用品費及び通学用品費 第1学年 9,270円 その他の学年 11,520円(いずれも一定額) 支給平均額は、平成30年度実績 支給平均額については、平成31年度予算に計上した単価。通学費については実績がありません。	
宮城県	延岡市								○	11,520																											支給平均額については、平成31年度予算に計上した単価。	
宮城県	日南市								○	11,520									○	27,000																	体育実技用具費は、支給実績なし。	
宮城県	小林市								○	11,520																											支給平均額については、31年度予算に計上した単価を記入。	
宮城県	日向市								○	13,650	○																										学用品費には、通学用品費を含み、2~6年生は上記の一定金額(13,650円)、1年生は11,420円。学校給食費の支給平均額は、1年生のみ43,100円。修学旅行費・校外活動費(泊無・泊有)、医療費の支給平均額は、30年度の実績により記入。	
宮城県	串間市								○	11,520																											医療費については補助対象品目であるが、市の事業により医療費無料であるため実績なし。体育実技用具費は該当なし。修学旅行費については平成31年度予算に計上した単価。学校給食費は見込額。校外活動費と医療費は平成30年度の実績額。通学費は支給実績なし。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代については要綱に定める支給の範囲外である。学用品費と通学用品費の援助額は区別していないため、学用品費で計上。	
宮城県	西都市								○	13,770																											支給平均額は平成30年度の実績額を記載。	
宮城県	えびの市								○	11,520																												
宮城県	三股町								○	11,520																												
宮城県	高原町					○	11,520	11,520						○	50,600	50,600																					予算計上した単価を記入している。医療費については実績額。	
宮城県	国富町								○	11,520																												
宮城県	綾町	○	11,520											○	50,600	50,600												○	21,670									
宮城県	高鍋町							○	11,520	11,420					○	50,600	40,600											○	20,000									・通学用品費については学用品費とまとめて支給 ・支払平均額は令和元年度予算に計上した単価にて入力
宮城県	新富町								○	13,770																											平成31年度予算単価で計上 但し、医療費はH30年度の実績を基に記入	
宮城県	西米良村								○	11,420																											学用品費は、1年生のみ11,520円支給	
宮城県	木城町								○	11,420																											学用品費11,420円、学校給食費22,000円、修学旅行費15,000円	
宮城県	川南町					○	11,520	11,520						○	50,600	50,600																					支給平均額は令和元年度予算に計上した単価を記入	
宮城県	都農町								○	11,520																											医療費は、無償化により保護者負担なし。	
宮城県	門川町								○	11,420																												
宮城県	雫塚村									○	11,420																										修学旅行費~小学校隔年実施(H31実施年度) 医療費~H31予算計上単価	
宮城県	椎葉村					○	11,420	11,420																														
宮城県	美郷町								○	11,420																												
宮城県	高千穂町					○	11,520	11,520																														(1)の医療費については、平成30年度実績により算定した額。
宮城県	日之影町					○	11,520	11,520						○	50,600	50,600											○	○	35,000								実費 医療費と学校給食費は、H30実績額平均 体育実技用具費、通学費、クラブ活動費、生徒会費は小学校では支給対象外。校外活動費(宿泊を伴わないもの)については、30年度の実績がなく今後も実績の見込みがないため予算計上なし。修学旅行費については、11月実施予定のため元年度予算額を計上。	
宮城県	五ヶ瀬町					○	11,420	11,420											○	0								○	33,540								支給平均額は、平成30年度実績を基に算出。	

①都道府県	②市区町村名	IV 平成31(令和元)年度主要保護就学援助額																																						
		2. 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
		(1) 費目毎の援助額																																						
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費								(2) 補足事項						
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額		一定の金額	その他				
26	26	1	1	0	6	6	6	17	17	1	0	0	0	6	6	6	19	19	0	1	1	0	2	2	2	0	0	2	5	5	0	18	18		18	3	3	0	21	
宮城県	宮崎市							○	22,510								○	57,400																						学用品・通学用品費併せて支給。認定月に応じて額が変更する。 支給平均額は、平成30年度の実績。
宮城県	都城市									○								○	57,400																				学用品費及び通学用品費 第1学年 20,260円 その他の学年 22,510円 (いずれも一定額) 支給平均額は、平成30年度実績 体育実技用具費は柔道のみの請求だったため、柔道の金額を記入している。 支給平均額については、平成31年度予算に計上した単価。 通学費については実績がありません。	
宮城県	延岡市									○	22,510								○	57,400																				
宮城県	日南市									○	22,510								○	57,400		○	27,000																	
宮城県	小林市									○	22,510									○	57,400																			
宮城県	日向市									○	24,550									○	47,400																			
宮城県	串間市									○	22,510									○	57,400																			
宮城県	西都市									○	24,760									○	57,400																		医療費については補助対象品目であるが、市の事業により医療費無料であるため実績なし。 修学旅行費については平成31年度予算に計上した単価。学校給食費は見込額。校外活動費と医療費は平成30年度の実績額。通学費は支給実績なし。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代については要綱に定める支給の範囲外である。学用品費と通学用品費の援助額は区別していないため、学用品費で計上。	
宮城県	えびの市									○	22,510									○	57,400																		支給平均額は平成30年度実績額を記載。 校外活動費(宿泊を伴うもの)については対象となる活動がなかったため支給なし。	
宮城県	三股町									○	22,510									○	57,400																			
宮城県	高原町					○	22,510	22,510							○	57,400	57,400																							
宮城県	国富町									○	22,510									○	57,400																			
宮城県	綾町	○	22,510																											○	60,300								ピンクの部分を修正しました。 ・体育実技用具費…上限の年額(柔道)7,570円(剣道)52,380円、支給平均額0円 ・通学用品費は学用品費と含めて支給 ・支給平均額は令和元年度予算に計上した単価にて入力 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)は対象費目はあるが実績なし 平成31年度予算単価で計上。但し、医療費はH30年度の実績を基に記入 学用品費は、1年生のみ22,510円支給 体育実技用具費(柔道:7,570円及び剣道:52,380円)については、購入無の為支給はありませんでした	
宮城県	高鍋町					○	22,510	22,320							○	57,400	47,400																							
宮城県	新富町									○	24,760									○	57,400																			
宮城県	西米良村									○	23,550									○	47,400																			
宮城県	木城町									○	22,320									○	47,400																			
宮城県	川南町					○	22,510	22,510							○	57,400	57,400																							
宮城県	都農町									○	22,510									○	57,400																			
宮城県	門川町																																							
宮城県	諸塚村									○	22,320									○	47,400																			
宮城県	権葉村									○	22,320									○	47,400																			
宮城県	美郷町									○	22,320									○	23,550																			
宮城県	高千穂町					○	22,510	22,510							○	57,400	37,400																							
宮城県	日之影町					○	22,510	22,510							○	57,400	57,400													○	64,372									通学費は支給対象外。校外活動費(宿泊を伴うもの)については、30年度は実績がなく今後も見込めないため予算計上なし。
宮城県	五ヶ瀬町					○	22,510	22,510							○	57,400														○	60,000									支給平均額は、平成30年度実績を基に算出。

